

仕 様 書

1. 契約件名

給茶機のレンタル等一式

2. 調達の内容

(1) 目的

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）に給茶機を設置するために4年間のレンタル契約等を行う。

(2) 内容

契約の内容は、給茶機のレンタル、年1回の定期点検（簡易メンテナンス）及び給茶機コップの購入とし、具体的な内容は以下のとおりとする。

①給茶機のレンタルについて

- ア) 寸法は外形：幅 500mm、奥行き 550mm、高さ 1,600mm（扉凸部含む）以内であること。
- イ) 水道設備を使わず備え付けのタンクによって給水、排水ができること。
- ウ) パウダー式の飲料を3種類利用することができ、冷・温両方に対応できること。
- エ) ウ)に加え、冷水及びお湯の利用ができること。
- オ) タンク容量は6ℓ以内、原料容器は1,000 ml以内であること。

②年1回の定期点検（簡易メンテナンス）について

- ア) 年1回の定期点検及び浄水カートリッジの交換を行うこと。

③紙コップについて

- ア) 5オンスカップとし、図柄の有無については問わない。
- イ) 給茶機本体に内蔵または外付けの装置にて、1個ずつ取り出すことができること。
- ウ) ビニール袋等に包装して納品すること。

(3) 調達の規模等

給茶機のレンタル：17 台

年1回の定期点検（簡易メンテナンス）：17 台

紙コップ：年間見積もり 150,000 個程度

3. 委託期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで（4年間のレンタル契約）

4. 受託者の要件

- ① 業務の実施に当たっては、事前に機構と十分に協議を行うこと。
- ② 令和7年4月3日までにはすべての給茶機が使用できるような体制を整備すること。
- ③ ②を満たすため、必要に応じて前契約の受託者と調整を行い、令和7年4月3日から給茶機が使用できるようにするための計画書を機構に提出すること。

- ④ 本契約（令和 11 年 3 月 31 日まで）終了前に次期契約の受託者との調整を行い、令和 11 年 4 月 4 日からすべての給茶機が使用できるような体制を整備すること。
- ⑤ 本業務を実施する上で必要となる一切の費用を負担すること。

5. その他

- ① 本仕様書に記載していない事項については、その都度、機構及び受託者の間で協議する。
- ② 業務の実施にあたっては、法令及び規則を遵守すること。

6. 応募条件

給茶機のデイリーメンテナンス及びパウダー飲料の単価を提出すること。

7. 窓口、連絡先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

総務部 職員課 高橋

電話番号 03-3506-9502

E-mail shokuin-kosei●pmda.go.jp

※迷惑メール防止対策をしているため、●を半角のアットマークに変えてください。